

3.2.9 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 大気汚染防止法の規定により定められた指定地域

事業実施想定区域及びその周囲には、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する総量規制基準を定めなければならない指定地域が存在する。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）の規定により定められた窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域

事業実施想定区域及びその周囲は、全域が「自動車 NOx・PM 法」（平成 4 年法律第 70 号）第 6 条第 1 項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び第 8 条第 1 項の規定により定められた粒子状物質対策地域に指定されている。

(3) 幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定により指定された沿道整備道路

事業実施想定区域及びその周囲には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（昭和 55 年法律第 34 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された沿道整備道路は存在しない。

(4) 自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園又は都道府県立自然公園の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年条例第 7 号）の規定により指定された自然公園として、表 3.2-20 及び図 3.2-14 に示すとおり、南知多県立自然公園が存在する。

表 3.2-20 自然公園の指定状況

区分	名称	面積 (ha)		指定年月日等
県立自然公園	南知多	特別地域	第 1 種	—
			第 2 種	—
			第 3 種	—
			合計	—
		普通地域		8,649
		合計		8,649

注 1) 面積は指定区域全体の値であり、調査対象地域外の面積も含む。

注 2) 区分の詳細は、以下のとおりである。

区分	概要
特別保護地区	公園の中で最も中心となる景観地であり、現状維持を原則とする地域（県立自然公園には制度がない）
第 1 種特別地域	特別保護地区に準ずる地域で、現在の景観を極力維持する必要がある地域
第 2 種特別地域	良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域
第 3 種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であり通常の農林漁業活動については風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域
普通地域	特別地域と一体的に風景の保護を図ることが必要な地域

出典：「自然公園内の行為規制のあらまし」（愛知県、令和元年 8 月）、「2022 年版「土地に関する統計年報」（愛知県 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

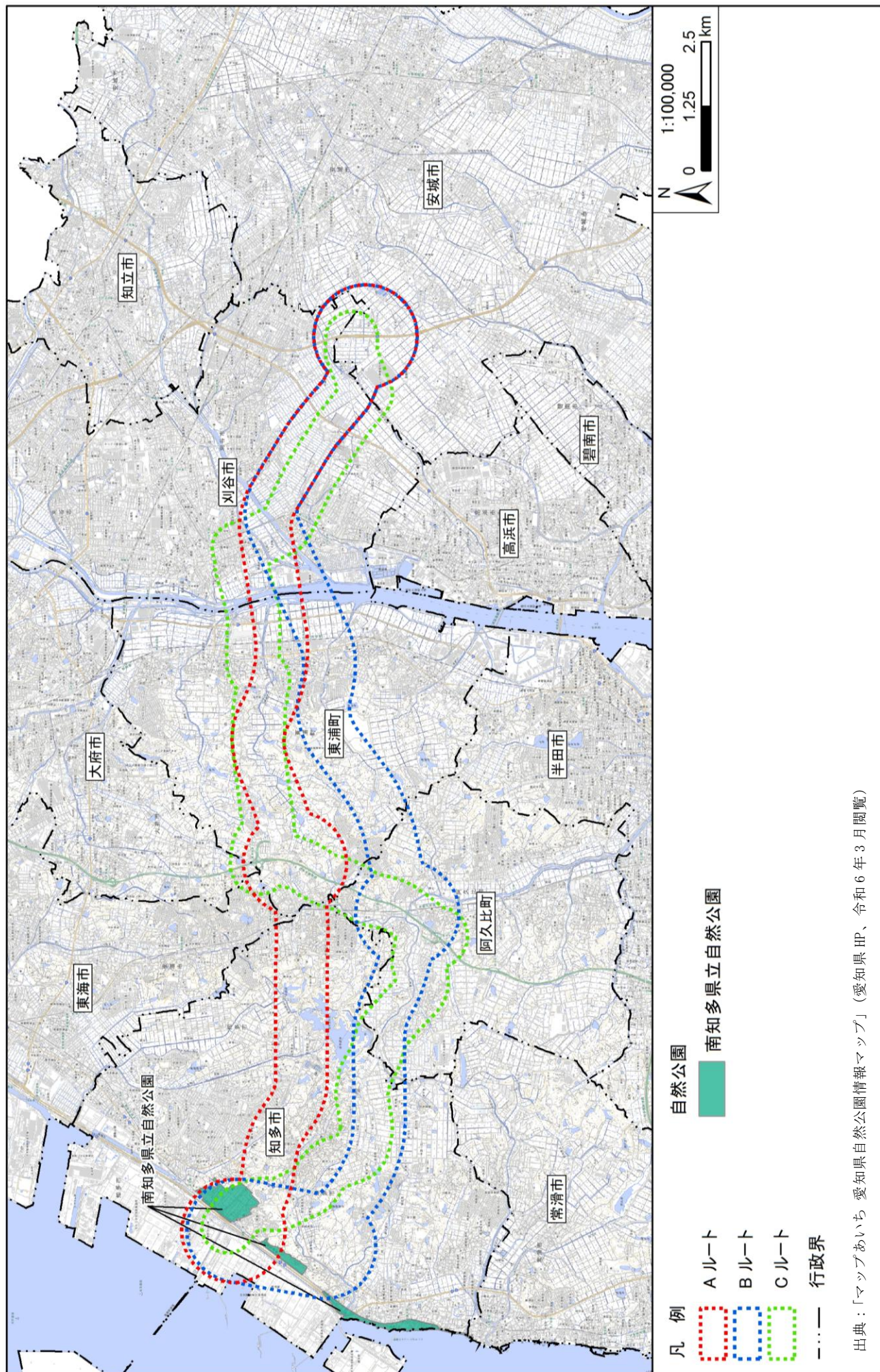


図 3.2-14 自然公園の指定状況

(5) **自然環境保全法の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域又は都道府県立自然環境保全地域**

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域は存在しない。

また、事業実施想定区域及びその周囲には、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年条例第 3 号）に基づく愛知県自然環境保全地域に指定されている地域及び生息地等保護区に指定されている区域は存在しない。

(6) **世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧に記載された文化遺産及び自然遺産の区域**

事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）第 11 条の 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産は存在しない。

(7) **首都圏近郊緑地保全法の規定により指定された近郊緑地保全区域**

事業実施想定区域及びその周囲には、「首都圏近郊緑地保全法」（昭和 41 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域は存在しない。

(8) **近畿圏の保全区域の整備に関する法律の規定により指定された近郊緑地保全区域**

事業実施想定区域及びその周囲には、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和 42 年法律第 103 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域は存在しない。

(9) **都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域**

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された緑地保全地域及び第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区は存在しない。

(10) **都市計画法の規定により指定された風致地区の区域**

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区が刈谷市に 1 箇所存在する。指定状況を表 3.2-21 及び図 3.2-15 に示す。

表 3.2-21 風致地区の指定状況

No.	名称	所在地	告示年月日	告示番号	面積 (ha)
1	亀城跡風致地区	刈谷市	平成 22 年 12 月 24 日	愛知県告示第 761 号	21

出典：「風致地区」（刈谷市 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

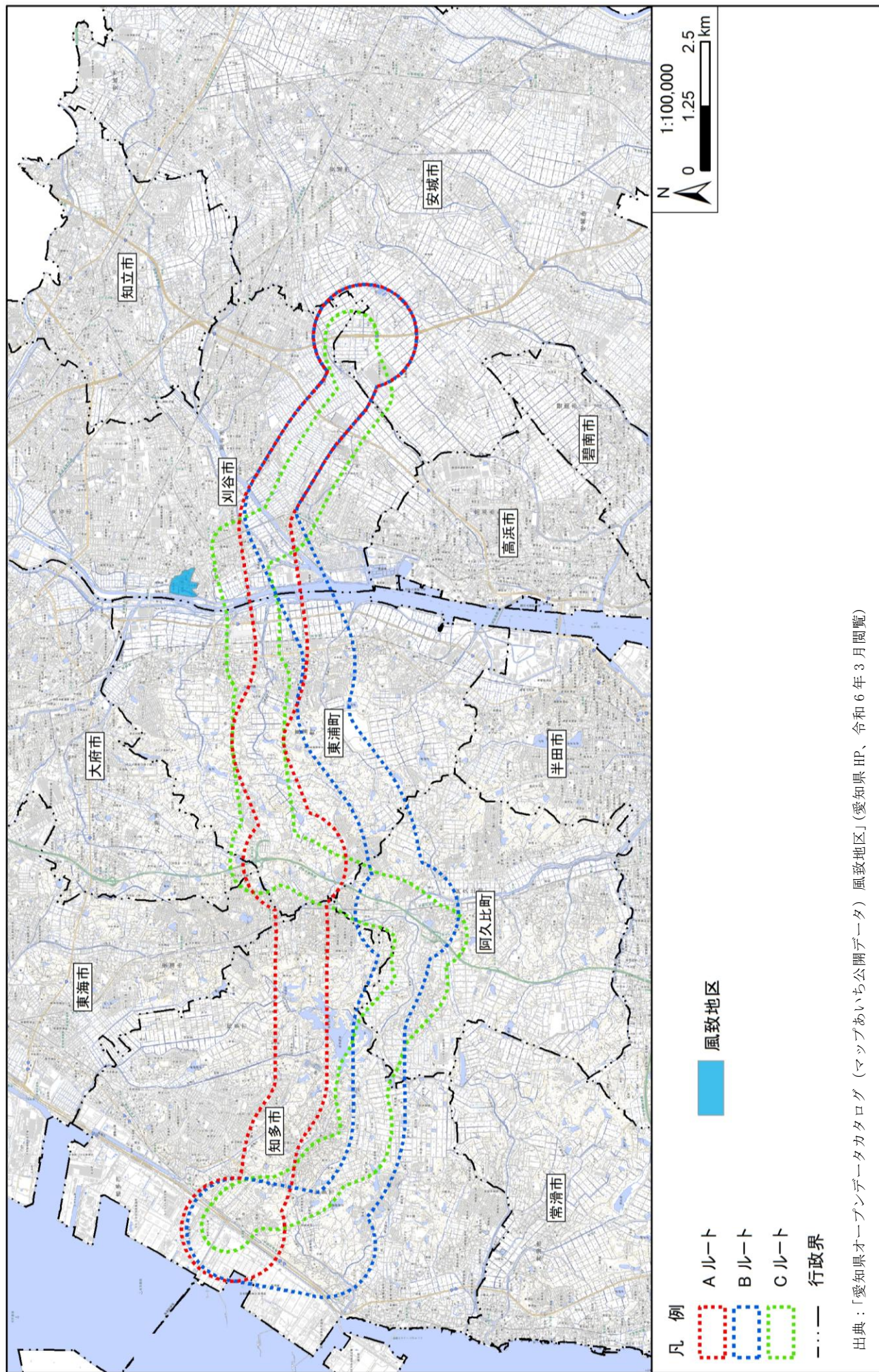


図 3.2-15 風致地区の指定状況

(11) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）の規定により
指定された生息地等保護区の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「種の保存法」（平成 4 年法律第 75 号）第 36 条
第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域は存在しない。

(12) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された鳥獣保護区の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び狩猟の適性化に関する法律」
（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定により指定された鳥獣保護区が 3 箇所存
在する。なお、同法第 29 条第 1 項の規定により指定された特別保護地区は存在しない。
指定状況を表 3.2-22 及び図 3.2-16 に示す。

表 3.2-22 鳥獣保護区の指定状況

No.	区域	名称	所在地	存続期間	面積（ha）
1	鳥獣保護区	佐布里池	知多市	平成 27 年 11 月 1 日～令和 7 年 10 月 31 日	180
2		藤江小学校	東浦町	令和 4 年 11 月 1 日～令和 14 年 10 月 31 日	16
3		半田	半田市	平成 26 年 11 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日	560

出典：「令和 5 年度愛知県鳥獣保護区等位置図」（愛知県 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

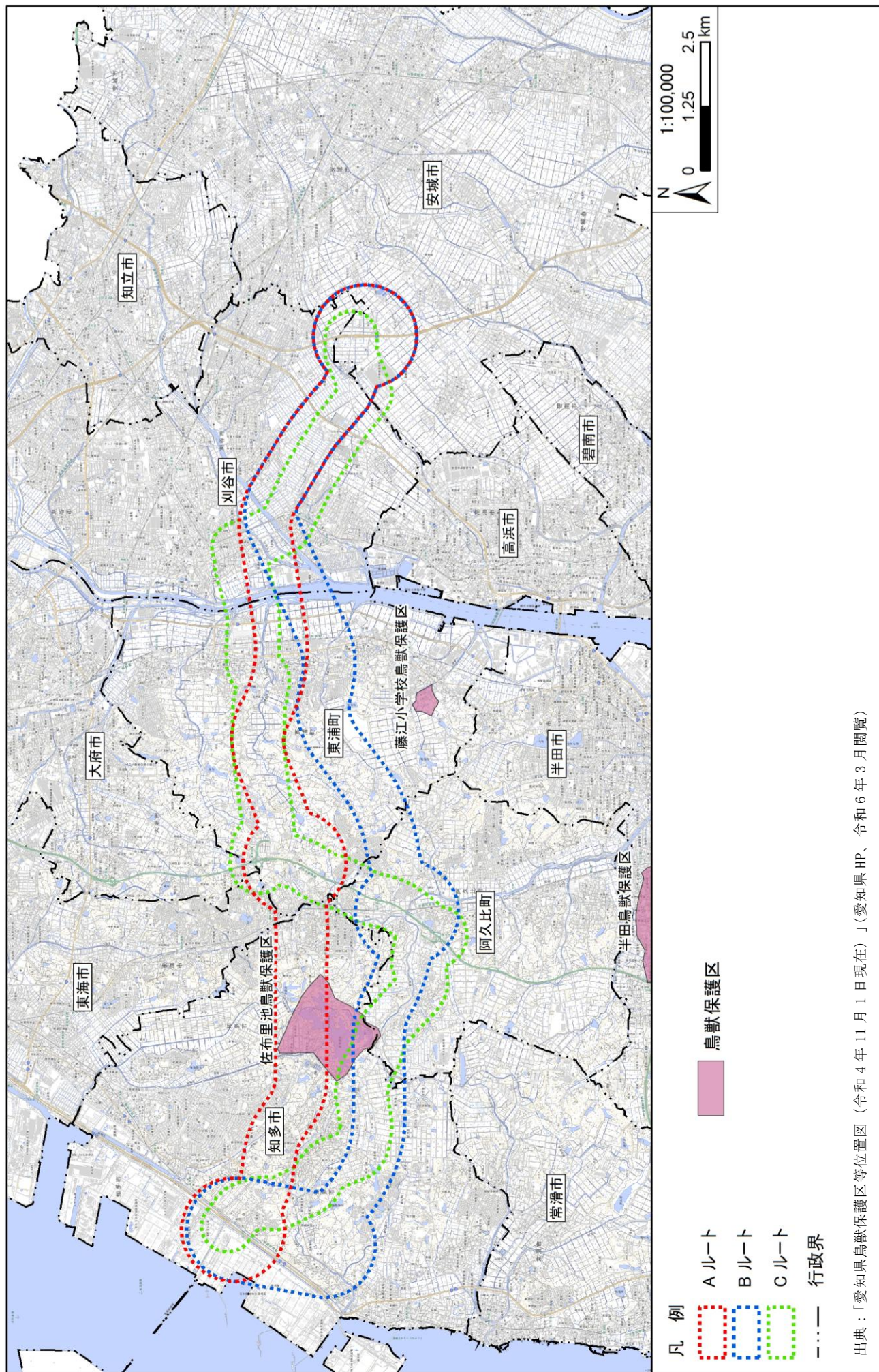


図 3.2-16 鳥獣保護区の指定状況

(13) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）の規定により指定された湿地の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「ラムサール条約」（昭和 55 年条約第 28 号）第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域は存在しない。

(14) 文化財保護法の規定により指定された名勝又は天然記念物

事業実施想定区域及びその周囲には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項により指定された名勝、天然記念物は存在しないものの、史跡、建造物が存在する。また、「愛知県文化財保護条例」（昭和 30 年条例第 6 号）により指定された史跡、建造物、名勝、天然記念物が存在する。これらの指定状況を表 3.2-23 及び図 3.2-17 に示す。

また、調査対象市町には、周知の埋蔵文化財包蔵地が数多く存在する。調査対象市町における周知の埋蔵文化財包蔵地の箇所数を表 3.2-24 に示す。

表 3.2-23 史跡、建造物、名勝、天然記念物の指定状況

番号	種別	区分	名称	所在地	指定年月日
1	史跡	国指定	入海貝塚	東浦町大字緒川字屋敷老区 48	昭和 28 年 11 月 14 日
2			二子古墳	安城市桜井町印内二タ子	昭和 2 年 10 月 26 日
3			姫小川古墳	安城市姫小川町姫 40	昭和 2 年 10 月 26 日
4		県指定	籠池古窯	常滑市久米籠池 45-22	昭和 36 年
5			板山長根古窯	阿久比町大字板山字長根	昭和 59 年
6			大高山古窯	半田市上池町 2-23-4	昭和 33 年
7			刈谷西部の縄文遺跡（山の神遺跡）	刈谷市山池町 1-201	昭和 42 年
8			刈谷西部の縄文遺跡（天子神社貝塚）	刈谷市小山町 6-70	昭和 42 年
9			刈谷西部の縄文遺跡（本刈谷貝塚）	刈谷市天王町 4-2	昭和 42 年
10			刈谷西部の縄文遺跡（八ツ崎貝塚）	刈谷市小山町 5-2	昭和 42 年
11			来迎寺一里塚	知立市来迎寺町古城 24-1	昭和 36 年 7 月 8 日
12	建造物	国指定	知立神社多宝塔	知立市西町神田 12	明治 40 年 5 月 27 日
13			観福寺本堂内宮殿	大田町天神下ノ上	昭和 59 年 5 月 21 日
14			刈谷市郷土資料館 （旧亀城小学校本館）	刈谷市城町 1-25-1	平成 11 年 2 月 17 日
15		国登録	神谷家住宅	安城市和泉町上之切 13	平成 20 年 4 月 18 日
16			知多岡田簡易郵便局	知多市岡田字中谷 8	平成 25 年 3 月 29 日
17			蓮慶寺	阿久比町大字植大字石坂 37-1	平成 25 年 6 月 21 日
18			木綿蔵ちた（旧竹内虎王商店木綿蔵）	知多市岡田字中谷 9	平成 24 年 4 月 25 日
19			知立神社	知立市西町神田 12	平成 24 年 4 月 25 日
20			大倉公園休憩棟 （旧大倉和親別荘離れ）	大府市桃山町 5-77 他	平成 27 年 8 月 4 日
21			大倉公園茅吹門 （旧大倉和親別荘表門）	大府市桃山町 5-77 他	平成 27 年 8 月 4 日
22			旧岡田医院	知多市岡田字開戸 24	平成 27 年 11 月 17 日
23			萬福寺	知立市上重原町本郷 27	平成 27 年 11 月 17 日
24			愛知県立刈谷高等学校正門門柱 （旧愛知県刈谷中学校正門）	刈谷市寿町五丁目 101	平成 29 年 6 月 28 日
25			愛知県立安城農林高等学校正門門柱 （旧愛知県安城農林学校正門）	安城市池浦町茶筌木 1	平成 29 年 6 月 28 日
26			旧中七木綿本店	知多市岡田字開戸 28-1	平成 29 年 6 月 28 日
27			愛知製鋼刈谷工場旧試作工場（旧豊田自動織機製作所自動車部試作工場）	刈谷市豊田町三丁目 6	平成 30 年 5 月 10 日
28		県指定	観福寺本堂	東海市大田町天神下ノ上	平成 8 年 9 月 6 日
29	名勝	県指定	八橋伝説地	知立市八橋町薬師 52-6	昭和 40 年 5 月 21 日
30	天然記念物	県指定	榎前のクロガネモチ	安城市榎前町南榎 7-1	昭和 53 年 1 月 17 日
31			永安寺の雲竜の松	安城市浜屋町 20	昭和 60 年 11 月 25 日
32			万福寺のイブキ	知立市上重原町本郷 27	昭和 31 年
33			常滑市大野町のイブキ	常滑市大野町 6-39	昭和 53 年

注）表中の番号は、図 3.2-17 と対応している。

出典：「愛知県オープンデータカタログ（マップあいち公開データ）」（愛知県 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

「愛知県文化財マップ（ナビ愛知）」（愛知県 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

表 3.2-24 周知の埋蔵文化財包蔵地の箇所数

市町名	貝塚 (件)	集落跡 (件)	散布地 (件)	古墳 (件)	古窯跡 (件)	寺院跡 (件)	城館 (件)	その他 (件)	総数 (件)
知多市	5	4	23	3	51	—	10	4	100
常滑市	2	—	14	—	176	—	9	4	205
阿久比町	—	1	13	4	58	—	3	1	80
東海市	12	6	40	8	46	1	9	24	146
大府市	4	—	14	2	145	—	10	7	182
東浦町	10	1	2	1	52	—	2	5	73
半田市	5	1	13	6	57	—	13	3	98
高浜市	2	—	9	—	1	—	—	—	12
刈谷市	37	9	23	6	62	—	9	1	147
知立市	2	9	17	2	—	—	4	5	39
碧南市	18	—	—	1	1	1	4	1	26
安城市	19	42	107	25	—	9	26	9	237

出典：「2022 年版「土地に関する統計年報」」（愛知県 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

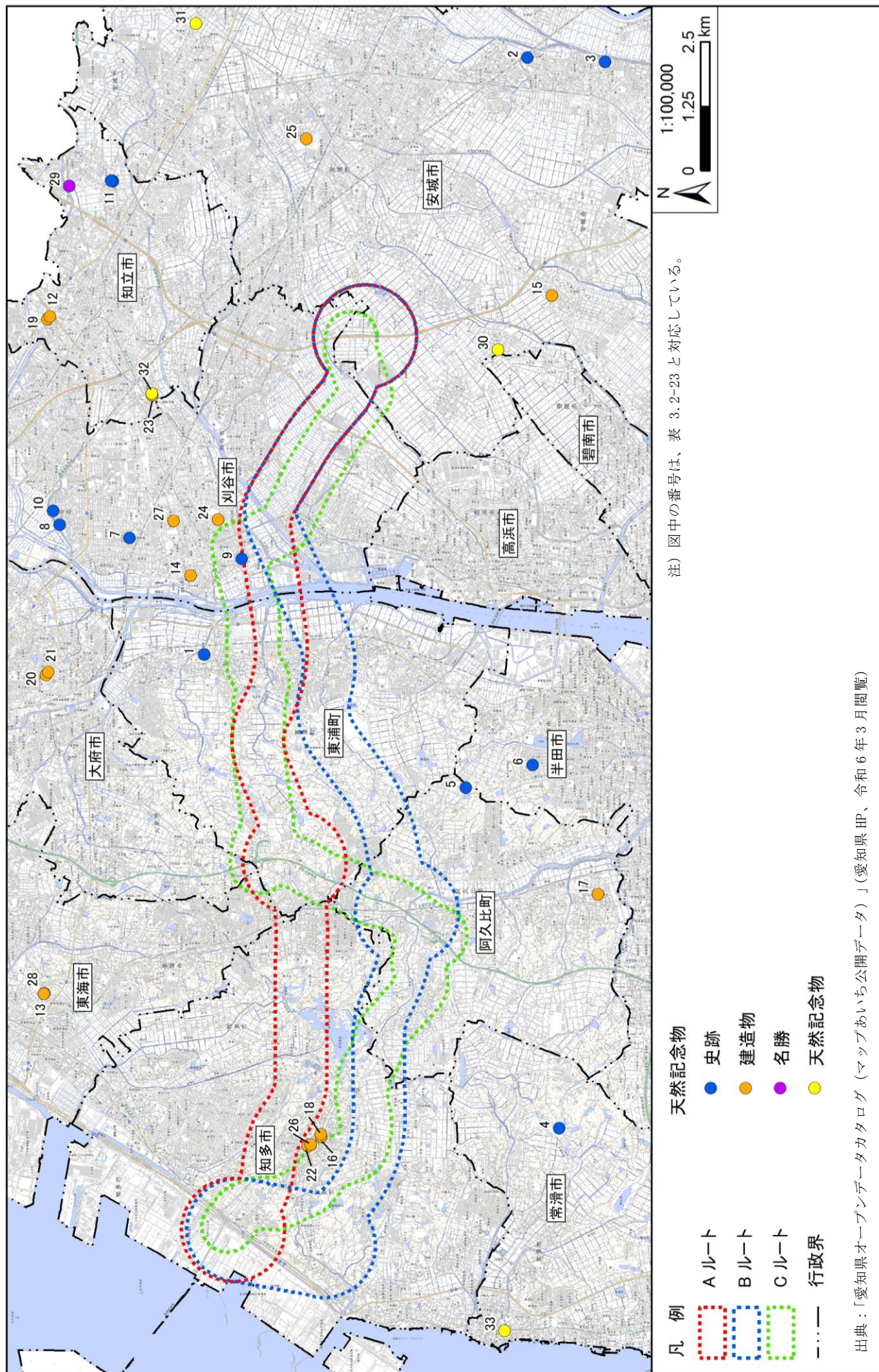


図 3.2-17 指定文化財の状況

(15) 環境基本法の規定により定められた環境基準の指定状況

1) 大気汚染

大気汚染物質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定により全国一律に定められており、その内容を表 3.2-25 に示す。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表 3.2-26、微小粒子状物質については表 3.2-27、光化学オキシダントについては表 3.2-28、ダイオキシン類については表 3.2-29 に示す環境基準等がそれぞれ定められている。

表 3.2-25 大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

備考：1. 浮遊粒子状物質は大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。
出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日、環境庁告示第 25 号）

表 3.2-26 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日、環境庁告示第 4 号）

表 3.2-27 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

備考：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日、環境省告示第 33 号）

表 3.2-28 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質	指針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 51 年 8 月 13 日、中央公害対策審議会答申）

表 3.2-29 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	大気の汚染：1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日、環境省告示第 68 号）

2) 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定により全国一律に定められている。

騒音に係る環境基準を表 3.2-30、道路に面する地域の環境基準を表 3.2-31、特例基準値を表 3.2-32、環境基準の地域の類型指定の状況を表 3.2-33 に示す。

表 3.2-30 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の 類型	基準値		備考
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)	
AA	50dB 以下	40dB 以下	AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下	A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
C	60dB 以下	50dB 以下	C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号）

表 3.2-31 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 3.2-32 に掲げる基準値を適用する。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号）

表 3.2-32 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値

基準値	
昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
70dB 以下	65dB 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては、40dB 以下）によることができる。	

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号）

表 3.2-33 騒音に係る環境基準の地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成 11 年 3 月 26 日、愛知県告示第 261 号）

3) 公共用水域の水質汚濁

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により全国一律に定められている。

人の健康の保護に関する環境基準を表 3.2-34 に示す。また、生活環境の保全に関する環境基準は表 3.2-35(1)～(2)、表 3.2-36(1)～(4)及び表 3.2-37(1)～(4)に示すとおり、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じて指定された水域類型別に定められている。

表 3.2-34 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

注1) 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと。」とは、定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）

表 3.2-35(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
4. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
6. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）

表 3.2-35(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼・海域もこれに準ずる）。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）

表 3.2-36(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、水産 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級、水産 2 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級、工業用水 1 級、農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—
備考 1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。 3. 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。 4. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）

表 3.2-36(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く）、水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

注 3) 水産 1 級：サケ科魚類及びアユ等の水域の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 級：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等の水産生物用

注 4) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）

表 3.2-36(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年平均値とする。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）

表 3.2-36(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）

表 3.2-37(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下	検出されないこと。
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備考 1. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。 2. アルカリ性法とは次のものをいう。試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1ml とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。 $\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$ (a)：チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (ml) (b)：蒸留水について行なった空試験値 (ml) $f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3$ ：チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価 3. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

注 3) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の散歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）

表 3.2-37(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの(水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水 産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水 産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水 産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

注 3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）

表 3.2-37(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）

表 3.2-37(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）

4) 地下水の水質汚濁

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定により全国一律で定められており、その内容を表 3.2-38 に示す。

表 3.2-38 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成 9 年 3 月 13 日、環境庁告示第 10 号）

5) 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定により全国一律で定められており、その内容を表 3.2-39 に示す。

表 3.2-39 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「土壌の汚染に係る環境基準」（平成 3 年 8 月 23 日、環境庁告示第 46 号）

6) ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条の規定により全国一律に定められており、その内容を表 3.2-40 を示す。

表 3.2-40 ダイオキシン類に係る環境基準

物 質	環境上の条件
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重形質分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定法」という)により測定した値(以下「簡易測定値」という)に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日、環境庁告示第 68 号）

(16) 環境基本法の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「環境基本法」（平成5年法律第91号）第17条の規定により指定された公害防止計画は策定されていない。

なお、愛知県における公害苦情件数の状況を表 3.2-41 に示す。典型7公害の中で最も多かった苦情は、大気汚染であった。

表 3.2-41 公害苦情件数（令和3年）

県市町名	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
愛知県	1,472	356	9	1,689	154	4	940	1,557
知多市	15	—	—	3	—	—	—	—
常滑市	34	4	—	13	3	—	8	1
阿久比町	10	—	—	1	—	—	2	5
東海市	27	5	—	10	3	—	9	1
大府市	—	9	—	23	1	—	34	1
東浦町	20	1	—	3	—	—	2	—
半田市	47	4	1	24	3	—	31	201
高浜市	—	—	1	14	2	—	8	223
刈谷市	22	27	—	21	—	—	5	2
知立市	1	—	—	10	3	—	2	—
碧南市	25	5	—	25	1	—	7	2
安城市	58	21	—	41	3	—	25	2

注) 表中の「—」は苦情がなかったことを示す。

出典：「令和5（2023）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県 HP、令和6年3月閲覧）

(17) 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法に基づく規制基準等の指定状況

1) 大気汚染

硫黄酸化物の排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第3条第1項の規定に基づき、以下の式により算出した硫黄酸化物の量とされている。

なお、この式において地域ごとに定められている K 値は同施行規則により定められており、調査対象市町における K 値を表 3.2-42 に示す。

$$q=K \times 10^{-3} H_e^2$$

q：硫黄酸化物の許容量（m³/h）

K：大気汚染防止法第3条及び条例施行規則第9条で定める地域ごとの値
（表 3.2-42参照）

H_e：規定する方法により補正された排出口の高さ（m）

表 3.2-42 調査対象市町ごとの K 値（法施行規則第3条、県条例施行規則第9条）

地域区分		区域	法	県条例
法	県条例		設置年月日	設置年月日
			S49.4.1～	S49.9.30～
49 号	1	東海市、知多市	1.17	1.17
52 号	4	知立市	9.0	9.0
53 号	5	半田市、碧南市、刈谷市、 常滑市、大府市、高浜市、 阿久比町、東浦町	1.75	1.75
100 号	6	安城市	17.5	17.5

注1) 小型ボイラー（伝熱面積 10m² 未満）については、昭和 60 年 9 月 10 日以降に設置されるものが適用される。

注2) ガスタービン及びディーゼル機関で、非常用施設及び排出ガス量が 1 万 m³/時未満の既設施設（昭和 63 年 1 月 31 日までに工事着手）については適用されない。

注3) ガス機関及びガソリン機関で非常用施設については適用されない。

出典：「愛知県大気汚染防止便覧」（愛知県 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

窒素酸化物の排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 43 年厚生省・通商産業省令第 2 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、ばい煙発生施設に対して定められており、愛知県では窒素酸化物に関して指導要領や指導指針を定めている。

ばいじんの排出基準は、愛知県では「大気汚染防止法第 4 条第 1 項に基づく排出基準を定める条例」（昭和 48 年条例第 4 号）に基づき、上乘せ排出基準が定められている。

また、県条例により、大気汚染防止法で定める対象施設より小規模な施設等を対象として、ばいじんや硫黄酸化物等について規制が行われており、全ての調査対象市町が県条例第 26 条第 1 項に基づく大気指定工場等から発生及び排出されるばい煙の総量を規制する必要がある区域（大気総排出量規制区域）に指定されている。

2) 騒音

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 1 項及び県条例に基づき規制対象施設を設置する工場等において発生する騒音の規制基準が定められており、同法第 15 条第 1 項及び県条例に基づき特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準が定められている。また、同法第 17 条第 1 項に基づき自動車騒音の要請限度が定められている。それらの規制基準等を表 3.2-43～表 3.2-45、自動車騒音の要請限度に係る類型指定状況を図 3.2-18 に示す。

表 3.2-43 規制対象施設を設置する工場等において発生する騒音の規制基準

地域区分	時間区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域		40 dB	45 dB	40 dB	40 dB
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域		45 dB	50 dB	45 dB	40 dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域		60 dB	65 dB	60 dB	50 dB
都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）		55 dB	60 dB	55 dB	50 dB
工業地域		65 dB	70 dB	65 dB	60 dB
工業専用地域		75 dB	75 dB	75 dB	70 dB
都市計画区域以外の地域		55 dB	60 dB	55 dB	50 dB

備考)

※1. 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）・都市計画区域以外の地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5dB を減じた値とする。

※2. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5dB を減じた値とする。

出典：「工場等騒音・振動の規制のあらまし」（愛知県 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

表 3.2-44 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

規制種別	区域の区分	基準
基準値	第 1 号区域	85dB を超える大きさのものでないこと。
	第 2 号区域	
	第 3 号区域	
作業時間	第 1 号区域	午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間内でないこと。
	第 2 号区域	午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間内でないこと。
1 日当たりの作業時間	第 1 号区域	1 日 10 時間を超えないこと。
	第 2 号区域	1 日 14 時間を超えないこと。
作業の期間	第 1 号区域	連続して 6 日を超えないこと。
	第 2 号区域	
	第 3 号区域	
作業日	第 1 号区域	日曜日その他の休日でないこと。
	第 2 号区域	
	第 3 号区域	

備考)

※1. 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。

- ・くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- ・びょう打機を使用する作業
- ・さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- ・空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- ・コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- ・バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業（*）
- ・トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業（*）
- ・ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業（*）
- ・パワーショベル、スクレイパを使用する作業
- ・バックホウを使用する作業、トラクターショベルを使用する作業、ブルドーザーを使用する作業、パワーショベル、スクレイパを使用する作業以外で、これらに類する機械を用いる作業（最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）
- ・鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、ブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体または破壊する作業
- ・コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業
- ・コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- ・ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業

*：バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業については、当該作業に使用する機械が、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものである場合、騒音規制法の規制対象から除かれるが、県民の生活環境の保全等に関する条例の規制対象になる。このため、条例の届出が必要となる。

※2. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値。

※3. 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

※4. 区域の区分は、次のとおり指定されている。

区域の区分	該当地域
第 1 号区域	ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）及び都市計画区域以外の地域
	イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域
第 2 号区域	工業地域（第 1 号区域のイの区域を除く。）
第 3 号区域	工業専用地域（第 1 号区域のイの区域を除く。）

注）基準には、災害その他の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

出典：「建設作業騒音・振動の規制のあらまし」（愛知県 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

表 3.2-45 自動車騒音の要請限度

地域区分	時間区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 dB	55 dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 dB	65 dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 dB	70 dB

備考)

- ※1. 自動車騒音の要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。
- ※2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。
- ※3. a区域、b区域及びc区域とは、各々次に掲げる区域として知事が定めた区域をいう。
- ・a区域 専ら住居の用に供される区域
 - ・b区域 主として住居の用に供される区域
 - ・c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
- ※4. 対象事業実施区域周辺においては、次のとおり指定されている。

区域の区分	指定する地域
a 区域	指定地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
b 区域	指定地域のうち第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
c 区域	指定地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注) 表中の区域は、図 3.2-18と対応している。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成12年3月28日、愛知県告示第312号）

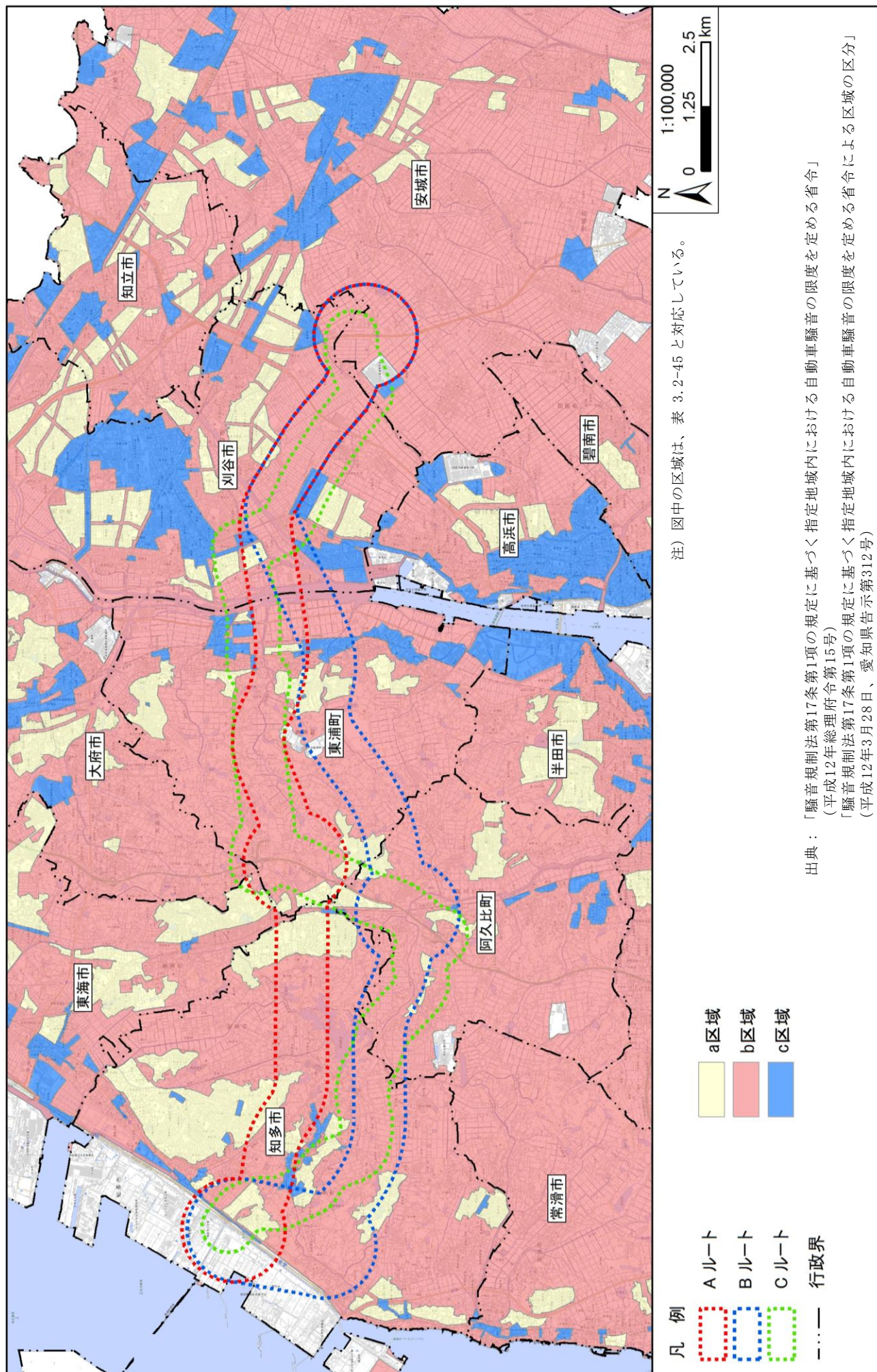


図 3.2-18 自動車騒音の要請限度に係る類型指定状況

3) 振動

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）第 4 条第 1 項及び県条例に基づき規制対象施設を設置する工場等において発生する振動の規制基準が定められており、同法第 15 条第 1 項及び県条例に基づき特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準が定められている。また、同法第 16 条第 1 項の規定により道路交通振動の要請限度が定められている。それらの規制基準等を表 3.2-46～表 3.2-48、道路交通振動の要請限度に係る類型指定状況を図 3.2-19 に示す。

表 3.2-46 規制対象施設を設置する工場等において発生する振動の規制基準

地域区分	時間区分	昼間 (7:00～20:00)	夜間 (20:00～7:00)
第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域		60 dB	55 dB
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域		65 dB	55 dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域		65 dB	60 dB
都市計画区域で用途地域の定められていない地域 (市街化調整区域)		65 dB	60 dB
工業地域		70 dB	65 dB
工業専用地域		75 dB	70 dB
都市計画区域以外の地域		65 dB	60 dB

備考)

- ※1. 工業地域・工業専用地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5dB を減じた値とする。
- ※2. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5dB を減じた値とする。

出典：「工場等騒音・振動の規制のあらまし」（愛知県 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

表 3.2-47 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

規制種別	区域の区分	基準
基準値	第1号区域	75dB を超える大きさのものでないこと。
	第2号区域	
	第3号区域	
作業時間	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと。
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと。
1日当たりの作業時間	第1号区域	1日10時間を超えないこと。
	第2号区域	1日14時間を超えないこと。
作業の期間	第1号区域	連続して6日を超えないこと。
	第2号区域	
	第3号区域	
作業日	第1号区域	日曜日その他の休日でないこと。
	第2号区域	
	第3号区域	

備考)

※1. 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。

- ・くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- ・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- ・舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- ・ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

※2. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値。

※3. 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

※4. 区域の区分は、次のとおり指定されている。

区域の区分	該当地域
第1号区域	ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）及び都市計画区域以外の地域
	イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
第2号区域	工業地域（第1号区域のイの区域を除く。）
第3号区域	工業専用地域（第1号区域のイの区域を除く。）

出典：「建設作業騒音・振動の規制のあらまし」（愛知県HP、令和6年3月閲覧）

表 3.2-48 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (7:00～20:00)	夜間 (20:00～7:00)
第1種区域		65 dB	60 dB
第2種区域		70 dB	65 dB

備考)

※. 道路交通振動の要請限度とは、道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

区域の区分	該当地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

注) 表中の区域は、図 3.2-19 と対応している。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）

「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」（昭和52年10月17日、愛知県告示第1049号）

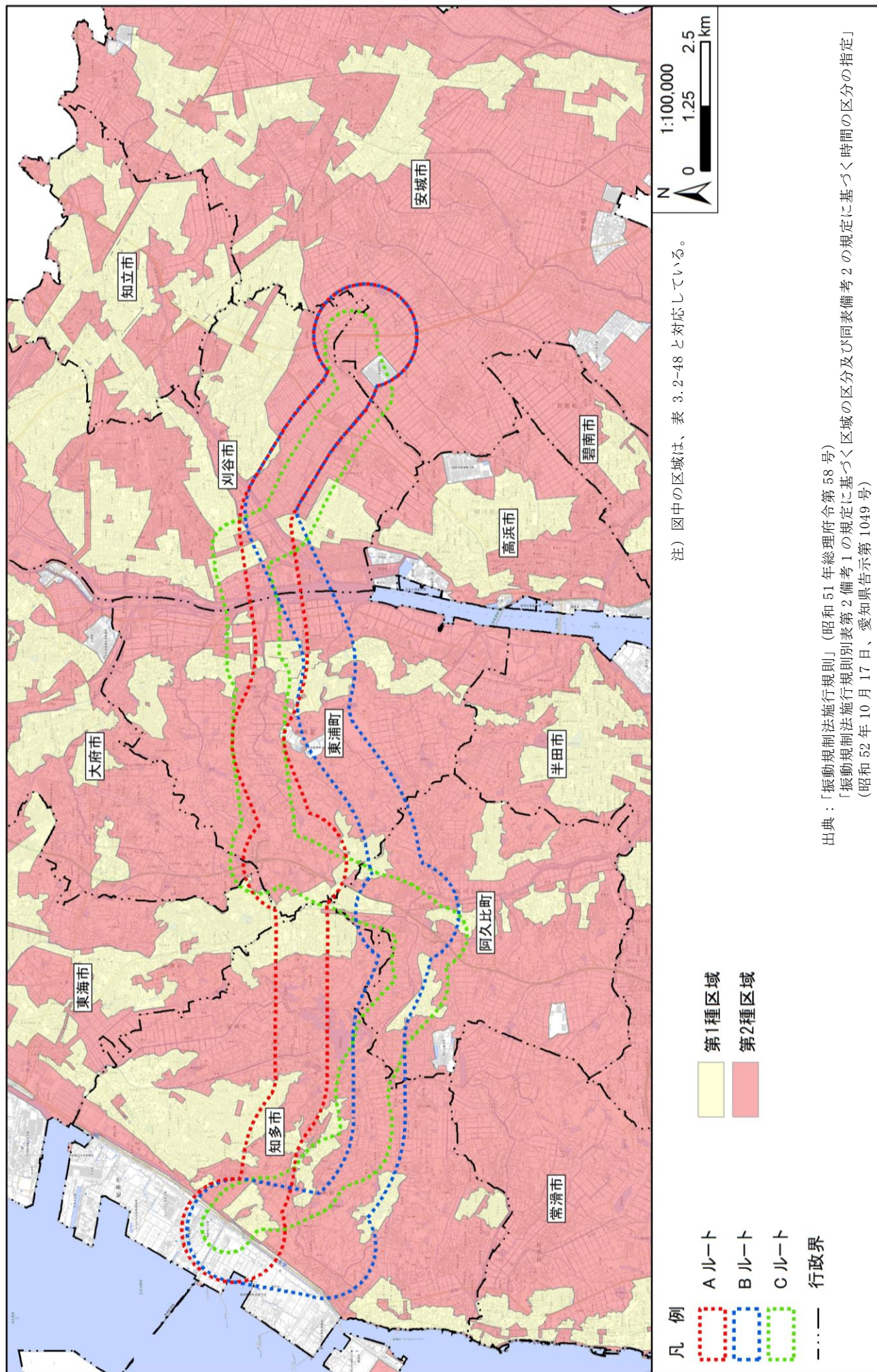


図 3.2-19 道路交通振動の要請限度に係る類型指定状況

4) 水質汚濁

特定事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定により排水基準が定められており、その内容を表 3.2-49(1)～(2)に示す。また、同法第 3 条第 3 項の規定により、愛知県では「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年条例第 4 号）に基づき、表 3.2-50(1)～(5)に示すとおり上乗せ基準を定めている。

表 3.2-49(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質による排水水の汚染状態）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.2mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10mg/L 海域に排出されるもの ほう素 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 8mg/L 海域に排出されるもの ふっ素 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考：1. 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）

表 3.2-49(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の排出水の汚染状態）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上 8.6以下
	海域に排出されるもの 5.0以上 9.0以下
生物化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質量	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
リン含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）
備考：1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 7. リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

表 3.2-50(1) 上乗せ排水基準（名古屋港・庄内川等水域）〔その1〕

工場又は事業場	業種	項目及び許容限度 (mg/ℓ)								適用日 適用期間
		CN	BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅	
既設の工場又は事業場	下水道処理区域	全業種								S48.6.24
	畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	50 m ³ /日以上	—	130(110)	—	160(120)	—	—	—	S58.1.1
		20 m ³ /日以上 50 m ³ /日未満	—	160(120)	—	200(150)	—	—	—	
	畜産食料品製造業	乳製品製造業	—	80(60)	—	30(20)	—	10	—	S48.6.24
		その他	—	120(100)	—	90(70)	—	10	—	
	水産食料品、調味料、めん類の製造業		—	120(100)	120(100)	90(70)	—	10	—	
	野菜、果実を原料とする保存食料品製造業		—	120(100)	—	40(30)	—	10	—	
	小麦粉、パン若しくは菓子の製造業又は製あん業		—	80(60)	80(60)	80(60)	—	—	—	
	飲料製造業	ビール製造業	—	40(30)	—	30(20)	—	—	0.5	
		清酒製造業	—	120(100)	—	90(70)	—	10	—	
		蒸留酒又は混成酒の製造業	—	160(120)	—	120(100)	—	10	—	
		その他	—	60(50)	—	70(50)	—	10	—	
	動物系飼料、有機質肥料の製造業		—	160(120)	—	200(150)	—	10	—	
	動植物油脂製造業		—	100(80)	40(30)	80(60)	—	20	—	
	澱粉、ブドウ糖、水飴の製造業		—	120(100)	40(30)	90(70)	—	10	—	
	冷凍調理食品製造業		—	50(40)	—	70(50)	—	10	—	S58.1.1
	繊維工業、繊維製品製造業	毛紡績業、製毛業(洗毛施設を有するものに限る)	—	120(100)	—	180(150)	—	—	—	S48.6.24
		染色	毛繊維加工業	—	50(40)	—	50(40)	—	10	
		整理業		—	100(80)	—	100(80)	—	10	
		その他		—	100(80)	—	100(80)	—	10	
	一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業、パネリングボード製造業		—	70(50)	70(50)	90(70)	—	—	1	S58.1.1
	パルプ、紙、紙加工品製造業	板紙製造業	—	120(100)	—	180(150)	—	—	—	S48.6.24
		湿式繊維板製造業	—	—	160(120)	50(40)	—	—	—	
		その他	—	90(70)	—	120(100)	—	—	0.5	
	新聞業、出版業、印刷業、製版業		—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	S58.1.1
	化学工業	医薬品製造業	—	40(30)	—	60(50)	—	10	0.5	S48.6.24
		その他	—	30(20)	60(50)	40(30)	3	—	1	
	石油精製業(潤滑油再生業を含む)		—	—	30(20)	30(20)	—	—	—	S58.1.1
	ゴム製品製造業		—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	
	窯業、土石製品製造業、非金属鉱業	窯業原料(うわ薬原料を含む)精製業	50 m ³ /日以上	—	25(20)	—	200(150)	2	—	S48.6.24
		10 m ³ /日以上 50 m ³ /日未満	—	25(20)	—	300(250)	2	—	—	
		その他	—	25(20)	30(20)	150(120)	2	—	—	
	鉄鋼業	10 万 m ³ /日以上	0.5	—	20(15)	30(20)	2	—	1	S49.10.1
		50 m ³ /日以上 10 万 m ³ /日未満	—	25(20)	25(20)	40(30)	2	—	1	S48.6.24
	非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業(武器製造業を含む)		—	25(20)	25(20)	30(20)	—	—	1	S48.6.24
	ガス供給業		—	90(70)	40(30)	30(20)	3	—	1	—
	水道施設、工業用水道施設、自家用工業用水道の施設を有するもの		—	25(20)	—	30(20)	—	—	—	S58.1.1
	酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの、電気めっき施設を有するもの		—	25(20)	25(20)	30(20)	—	—	1	S48.6.24

* () 内は日間平均。

備考

- 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理地域。
- BOD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水について適用。
COD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水について適用。
- この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排水水の量が以下の工場又は事業場について適用する。
 - 既設
 - 畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、染色整理業 20m³ 以上
 - 窯業原料精製業 10m³ 以上
 - 非金属鉱業（窯業原料精製業を除く）、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
 - 上記以外 50m³ 以上
 - 新設
 - 窯業原料精製業 10m³ 以上
 - 非金属鉱業（窯業原料精製業を除く）、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
 - 上記以外 20m³ 以上
- 1 の備考第1号(2)に掲げる工場又は事業場で、上乗せ排水基準の適用の日が「S48.6.24」とあるものは「S58.1.1」とする。
- 既設の工場又は事業場で上乗せ排水基準の適用の日後特定施設を設置した場合で、特定施設を設置に伴い排水水の量が増加することとなるとき（特定施設を設置後の一日当たりの平均的な排水水の量が 1000m³ 未満であるときを除く。）は、特定施設を設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$$

この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする

- 当該特定施設を設置の工事の着手の日に適用されている許容限度
- 当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排水水の量
- 当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度
- 当該特定施設を設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排水水の量

6.1 の備考第1、2、3、5、7、8 号の規定は準用する。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年条例第4号）

表 3.2-50(2) 上乗せ排水基準（名古屋港・庄内川等水域）〔その2〕

工場又は事業場		業種	項目及び許容限度 (mg/ℓ)								適用日	
			CN	BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅	適用期間	
既設の工場又は事業場	その他の地域	旅館業	—	90(70)	90(70)	90(70)	—	—	—	—	S58. 1. 1	
		病院	—	40(30)	—	90(70)	—	—	—	—		
		と畜業	—	80(60)	—	80(60)	—	—	—	—	S48. 6. 24	
		地方卸売市場	—	50(40)	—	70(50)	—	10	—	—	S58. 1. 1	
		廃油処理施設を有するもの	—	—	25(20)	30(20)	1	—	1	1	S48. 6. 24	
		自動車分解整備事業の用に供する洗車施設(自動式車両洗淨施設を除く)を有するもの	—	50(40)	—	70(50)	—	—	—	—	S58. 1. 1	
		自動式車両洗淨施設を有するもの	—	25(20)	—	70(50)	—	—	—	—	S48. 6. 24	
		科学技術に関する研究、試験、検査、専門教育を行うもの	—	40(30)	40(30)	90(70)	—	—	—	—	S58. 1. 1	
		一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	—	40(30)	—	50(40)	—	—	—	—		
		産業廃棄物処理施設を有するもの	—	25(20)	—	30(20)	3	—	1	1		
		し尿処理施設を有するもの	—	(30)	(30)	(70)	—	—	—	—	S48. 6. 24	
		下水道終末処理施設を有するもの	岩塚下水処理場	—	(60)	—	(120)	—	—	—	—	S48. 4. 1 から規則で定める日まで
				—	(20)	—	(70)	—	—	—	—	規則で定める日
			その他	—	(20)	(20)	(70)	—	—	—	—	S48. 4. 1

* () 内は日間平均。

備考

- 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理地域。
- BOD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用。
COD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用。
- この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が以下の工場又は事業場について適用する。
 - 既設
 - 畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、染色整理業 20m³ 以上
 - 窯業原料精製業 10m³ 以上
 - 非金属鉱業（窯業原料精製業を除く）、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
 - 上記以外 50m³ 以上
 - 新設
 - 窯業原料精製業 10m³ 以上
 - 非金属鉱業（窯業原料精製業を除く）、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
 - 上記以外 20m³ 以上
- 1 の備考第1号(2)に掲げる工場又は事業場で、上乗せ排水基準の適用の日が「S48.6.24」とあるものは「S58.1.1」とする。
- 既設の工場又は事業場で上乗せ排水基準の適用の日後特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき（特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000m³ 未満であるときを除く。）は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$$

この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする

- 当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度
- 当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量
- 当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度
- 当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量

6.1 の備考第1、2、3、5、7、8号の規定は準用する。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年条例第4号）

表 3.2-50(3) 上乗せ排水基準（名古屋港・庄内川等水域）〔その3〕

工場又は事業場		業種	項目及び許容限度 (mg/ℓ)								適用日 適用期間	
			CN	BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅		
新設の工場又は事業場	その他の地域	下水道処理区域	全業種	—	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	0.5	1	S48.4.1
		全業種(畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、食料品製造業(ビール製造業、冷凍調理食品製造業を除く。)、繊維工業、繊維製品製造業、鉄鋼業、旅館業、廃油処理施設を有するもの、し尿処理施設を有するもの、下水終末処理施設を有するものを除く。)	—	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	0.5	1	S48.4.1	
		畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	—	90(70)	90(70)	100(80)	—	—	—	—	S58.1.1	
		食品製造業 (ビール製造業、冷凍調理食品製造業を除く。)	乳製品製造業	—	50(40)	40(30)	30(20)	—	10	—	—	S48.4.1
			野菜、果実を原料とする保存食料品製造業	—	50(40)	40(30)	40(30)	—	10	—	—	
			動植物油脂、澱粉、ブドウ糖、水飴の製造業	—	50(40)	40(30)	50(40)	—	10	—	—	
			その他	—	50(40)	50(40)	50(40)	—	10	—	—	
		繊維工業、繊維製品製造業	—	50(40)	50(40)	40(30)	—	10	1	—	S48.4.1	
		鉄鋼業	10万m ³ /日以上	0.5	25(20)	20(15)	30(20)	2	—	0.5		1
			20m ³ /日以上 10万m ³ /日未満	—	25(20)	25(20)	30(20)	2	—	0.5		1
		旅館業	—	40(30)	40(30)	70(50)	—	—	—	—		S58.1.1
		廃油処理施設を有するもの	—	25(20)	25(20)	30(20)	1	10	0.5	1	S48.4.1	
		し尿処理施設を有するもの	—	40(30)	40(30)	80(60)	—	—	—	—		
		下水道終末処理施設を有するもの	—	25(20)	25(20)	70(50)	—	—	—	—		

* () 内は日間平均。

備考

- 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理地域。
- BODについては上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用。
- CODについては上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用。
- この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が以下の工場又は事業場について適用する。
 - 既設
 - 畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、染色整理業 20m³以上
 - 窯業原料精製業 10m³以上
 - 非金属鉱業（窯業原料精製業を除く）、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
 - 上記以外 50m³以上
 - 新設
 - 窯業原料精製業 10m³以上
 - 非金属鉱業（窯業原料精製業を除く）、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
 - 上記以外 20m³以上
- 1の備考第1号(2)に掲げる工場又は事業場で、上乗せ排水基準の適用の日が「S48.6.24」とあるものは「S58.1.1」とする。
- 既設の工場又は事業場で上乗せ排水基準の適用の日後特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき（特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が1000m³未満であるときを除く。）は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうちBOD、COD、SSについての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$$

この算式において、A、a、B、bはそれぞれ次の値を表すものとする

- A 当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度
 a 当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量
 B 当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度
 b 当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量

6.1の備考第1、2、3、5、7、8号の規定は準用する。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年条例第4号）

表 3.2-50(4) 上乗せ排水基準（名古屋市内水域）

工場又は事業場		業種	項目及び許容限度(mg/l)						適用日 適用期間	
			BOD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅		
既設の工場又は事業場	下水道処理区域	全業種	25(20)	70(50)	5	10	1	1	S47.10.1	
		畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	50㎡/日以上	130(110)	160(120)	—	—	—	S58.1.1	
		20㎡/日以上 50㎡/日未満	160(120)	200(150)	—	—	—			
	食料品製造業	パン若しくは菓子の製造、製あん業	飲料製造業	80(60)	80(60)	—	10	—	S47.10.1	
			清酒製造業	120(100)	90(70)	—	—	—		
			その他	60(50)	30(20)	—	10	—		
			その他	90(70)	70(50)	—	10	—		
	繊維工業、繊維製品製造業	染色整理業	50(40)	60(40)	—	10	1	—	S47.10.1	
		その他	100(80)	60(40)	—	10	1	—		
	その他の地域	一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業、パーティクルボード製造業	70(50)	90(70)	—	—	1	—	S58.1.1	
		木材薬品処理業	40(30)	90(70)	3	—	1	1	S47.10.1	
		湿式繊維板製造業	100(80)	80(60)	—	—	1	—		
		化学工業	100(80)	70(50)	3	—	—	—	S48.4.1	
		石油精製業(潤滑油再生業を含む)		30(20)	30(20)	—	—	—	S47.10.1	
		窯業、土石製品製造業	窯業原料精製業	25(20)	180(150)	2	—	—		
			その他	25(20)	30(20)	2	—	—		
		鉄鋼業	25(20)	30(20)	2	—	1	1		
		非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業(武器製造業を含む)		25(20)	30(20)	—	—	—	1	
		ガス供給業、コーク製造業		90(70)	80(60)	—	—	—	—	S48.4.1
		酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気めっき施設を有するもの		25(20)	30(20)	—	—	—	1	S47.10.1
		旅館業	90(70)	90(70)	—	—	—	—	S58.1.1	
		病院	40(30)	90(70)	—	—	—	—		
		と畜業、死亡獣畜取扱業		80(60)	80(60)	—	—	—	—	S48.4.1
		自動車分解整備事業の用に供する洗車施設を有するもの(自動式車両洗浄施設を除く)		50(40)	70(50)	—	—	—	—	S58.1.1
		自動式車両洗浄施設を有するもの		25(20)	70(50)	—	—	—	—	S47.10.1
		科学技術に関する研究、試験、検査、専門教育を行うもの		40(30)	90(70)	—	—	—	—	S58.1.1
		一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの		40(30)	50(40)	—	—	—	—	
		し尿処理施設を有するもの		(30)	(70)	—	—	—	—	S47.10.1
		下水道終末処理施設を有するもの	西山、名城、柴田下水処理場 堀留下水処理場 その他	25(20)	70(50)	—	—	—	—	S48.4.1
	25(20)			70(50)	—	—	—	—	S48.10.1	
	25(20)			70(50)	—	—	—	—	S47.4.1	
	新設の工場又は事業場	下水道処理区域	全業種	25(20)	30(20)	2	10	1	1	S47.4.1
その他の地域		全業種(畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、旅館業、し尿処理施設を有するもの、下水道終末処理施設を有するものを除く。)		25(20)	30(20)	2	10	1	1	S47.4.1
		畜産農業又はサービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)		90(70)	100(80)	—	—	—	—	S58.1.1
		旅館業		40(30)	70(50)	—	—	—	—	
		し尿処理施設を有するもの		40(30)	80(60)	—	—	—	—	S47.4.1
		下水道終末処理施設を有するもの		25(20)	70(50)	—	—	—	—	

* () 内は日間平均。

備考

1. この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が以下の工場又は事業場について適用する。

(1) 既設

ア 畜産農業及びサービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)
20㎡以上

イ 上記以外 50㎡以上

(2) 新設 20㎡以上

2. S43.9.11 後において特定施設を設置した工場又は事業場であって、政令附則第3項及び第4項の規定により排水基準を定める総理府令附則第2項の水質基準の適用を受けるものについては、新設の工場又は事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。

3. 既設の工場又は事業場に S48.4.1 後に特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき(特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000㎡未満であるときを除く。))は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$$

この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする

A 当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度

a 当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量

B 当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度

b 当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量

4.1 の備考第1、2、3、5、7、8 号の規定、2 の備考第1、4 号の規定は準用する。

1 の備考第1号(1)中「S48.3.31」は「S47.3.31」、1 の備考第7号中「S48.4.1」は「S47.4.1」、2 の備考第4号中「S48.6.24」は「S47.10.1」とする。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年条例第4号)

表 3.2-50(5) 上乗せ排水基準（衣浦湾・境川等水域）

工場又は事業場		業種	項目及び許容限度(mg/l)									適用日		
			BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅	鉄	マンガ	適用期間		
既設の工場又事業場	下水道処理区域	全業種	25(20)	25(20)	70(50)	5	10	1	1	—	—	S47.10.1		
	畜産農業、サービス業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）	50m ³ /日以上	130(110)	—	60(120)	—	—	—	—	—	—	S58.1.1		
		20m ³ /日以上 50m ³ /日未満	160(120)	—	200(150)	—	—	—	—	—	—			
		食料品製造業	みそ、醤油又は水飴の製造業	120(100)	120(100)	90(70)	—	10	—	—	—	—	S47.10.1	
			パン若しくは菓子の製造業、製あん業	80(60)	—	80(60)	—	10	—	—	—	—	S47.4.1から規則で定める日まで 規則で定める日	
				30(20)	—	30(20)	—	10	—	—	—	—		
			飲料	清酒製造業	120(100)	—	90(70)	—	—	—	—	—	S47.10.1	
			製 造	蒸留酒製造業	160(120)	160(120)	70(50)	—	10	—	—	—	—	S47.4.1
				業	その他	60(50)	60(50)	70(50)	—	10	—	—	—	S47.10.1
			動植物油脂製造業	40(30)	—	80(60)	—	20	—	—	—	—	S47.10.1	
				澱粉、化工澱粉製造業	80(60)	80(60)	90(70)	—	5	—	—	—		—
			冷凍調理食品製造業	50(40)	—	70(50)	—	10	—	—	—	—	S58.1.1	
			その他	60(50)	60(50)	70(50)	—	10	—	—	—	—	S47.10.1	
		紡績業	洗毛施設を有するもの	120(100)	—	180(150)	—	—	—	—	—	—	S47.10.1	
			その他	100(80)	100(80)	100(80)	—	10	—	—	—	—		
		染色整理業	50(40)	50(40)	50(40)	—	10	—	—	—	—	—	S58.1.1	
			一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業、パテ(パルプ)製造業	70(50)	70(50)	90(70)	—	—	1	—	—	—		
		新聞業、出版業、印刷業、製版業	25(20)	—	30(20)	—	—	—	1	—	—	—	S47.10.1	
			化学工業	発酵工業	—	90(70)	70(50)	—	5	—	—	—		—
		窯業、土石製品製造業	その他	60(50)	60(50)	40(30)	3	—	1	—	—	—	S48.4.1	
	電気用陶磁器製造業		25(20)	25(20)	30(20)	2	—	—	—	—	—			
	鉄鋼業	その他	25(20)	25(20)	150(120)	2	—	—	—	—	—	S47.10.1		
		25(20)	25(20)	40(30)	2	—	1	1	—	—	—			
	非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業（武器製造業を含む）	25(20)	25(20)	30(20)	—	—	—	1	5	5	S47.10.1			
		水道施設、工業用水道施設、自家用工業用水道の施設を有するもの	25(20)	—	30(20)	—	—	—	—	—	—	S58.1.1		
	酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの、電気処理施設を有するもの	25(20)	25(20)	30(20)	—	—	—	1	5	5	S47.10.1			
		旅館業	90(70)	90(70)	90(70)	—	—	—	—	—	—	S58.1.1		
	病院	40(30)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	S47.10.1		
		と畜業、死亡獣畜取扱業	80(60)	—	80(60)	—	—	—	—	—	—			
	地方卸売市場	50(40)	—	70(50)	—	10	—	—	—	—	—	S58.1.1		
		自動車分解整備事業の用に供する洗車施設を有するもの(自動式車両洗浄施設を除く)	50(40)	—	70(50)	—	—	—	—	—	—			
	自動式車両洗浄施設を有するもの	30(20)	25(20)	70(50)	—	—	—	—	—	—	—	S47.10.1		
		科学技術に関する研究、試験、検査、専門教育を行うもの	40(30)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	S58.1.1		
	一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの	40(30)	—	50(40)	—	—	—	—	—	—	—			
		産業廃棄物処理施設を有するもの	25(20)	—	30(20)	3	—	1	1	—	—	S47.10.1		
	し尿処理施設を有するもの	(30)	(30)	(70)	—	—	—	—	—	—	—			
	下水道終末処理施設を有するもの	25(20)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	S47.10.1		
		25(20)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	—			
	新設の工場又事業場	下水道処理区域	全業種	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	1	1	5	5	S47.4.1	
		その他の地域	全業種(畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、旅館業、し尿処理施設を有するもの、下水道終末処理施設を有するものを除く。)	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	1	1	5	5		
畜産農業、サービス業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）			90(70)	90(70)	100(80)	—	—	—	—	—	—	S58.1.1		
旅館業			40(30)	40(30)	70(50)	—	—	—	—	—	—	S47.4.1		
し尿処理施設を有するもの			40(30)	40(30)	80(60)	—	—	—	—	—	—			
下水道終末処理施設を有するもの			25(20)	25(20)	70(50)	—	—	—	—	—	—			

*（ ）内は日間平均。

備考

1. 溶解性鉄含有量及び溶解性マンガン含有量についての上乗せ排水基準は、刈谷市の上水道水源よりも上流の境川に排出される排水について適用する。
2. 既設の工場又は事業場に S48.4.1 後に特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排水の量が増加することとなるとき（特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排水の量が 1000m³未満であるときを除く。）は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は以下の算式により算出して得られる値とする。

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$$

この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする

A 当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度

a 当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排水の量

B 当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度

b 当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排水の量

3.1 の備考第 1、2、3、5、7、8 号の規定、2 の備考第 1、2、4 号の規定、3 の備考第 1 号の規定は準用する。

1 の備考第 1 号(1)中「S48.3.31」は「S47.3.31」、1 の備考第 7 号中「S48.4.1」は「S47.4.1」、2 の備考第 4 号中「S48.6.24」は「S47.10.1」とする。

出典：「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年条例第 4 号）

(18) 水質汚濁防止法に規定する指定地域

事業実施想定区域及びその周囲は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく汚濁負荷量の総量の削減に係る指定地域として定められている。

(19) 瀬戸内海環境保全特別措置法に規定する関係府県の区域及び自然海浜保全区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項に基づく関係府県の区域及び同法第 12 条の 7 に基づく自然海浜保全区域は存在しない。

(20) 湖沼水質保全特別措置法の規定により指定された指定地域

事業実施想定区域及びその周囲には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された湖沼は存在しない。

(21) 土壌汚染対策法の規定により指定された指定区域

事業実施想定区域及びその周囲には、表 3.1-22 及び図 3.1-18 に示したとおり、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された要措置区域が刈谷市に 2 箇所、知立市に 1 箇所存在する。

(22) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定された指定区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により指定された指定区域が知多市に3箇所、常滑市に4箇所、大府市に5箇所、東浦町に7箇所、半田市に5箇所、高浜市に4箇所、刈谷市に3箇所、知立市に1箇所、安城市に4箇所存在する。指定区域を表 3. 2-51 (1)～(2)に示す。

表 3. 2-51 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域（令和5年10月20日現在）

番号	指定区域	埋立地の区分
1	半田市州の崎町2番35、2番203及び2番236の全部	政令第13条の2第2号
2	半田市州の崎町2番28の一部並びに知多郡東浦町大字藤江字南栄町1番82の全部及び1番28の一部	政令第13条の2第1号
3	大府市横根町箕手8番及び41番79から41番82までの全部並びに41番78及び41番196の各一部	政令第13条の2第2号
4	知多市新知字南新生5番から7番まで及び9番の全部並びに4番、8番、10番2、17番、18番、21番、137番及び159番の各一部	政令第13条の2第2号
5	知多郡東浦町大字藤江字南栄町1番83及び1番86の全部	政令第13条の2第1号
6	安城市安城町多門89番、90番1、90番2、91番1、91番2、95番、112番、114番から117番まで及び125番から129番までの全部並びに84番、88番、92番1、92番2、93番1、93番3、94番、96番、97番、106番、110番、111番、113番、118番から120番まで、124番及び130番の各一部	政令第13条の2第2号
7	安城市安城町甲山寺70番から83番まで、84番1、84番2及び85番から91番まで並びに多門70番から83番まで、98番から105番まで及び107番から109番までの全部並びに多門84番、96番、97番、106番、110番、111番及び130番の各一部	政令第13条の2第2号
8	高浜市春日町一丁目7番10から7番13までの全部	政令第13条の2第2号
9	高浜市春日町一丁目8番3の一部	政令第13条の2第2号
10	高浜市芳川町四丁目6番1から6番4まで及び6番6から6番16までの全部	政令第13条の2第2号
9	知多市新舞子字姥山2番1、3番4、3番7、3番16、3番17、3番35及び3番36並びに日長台229番、398番及び399番の全部	政令第13条の2第1号
10	知多郡東浦町大字生路字5号地1番から17番まで及び36番から38番までの全部	省令第12条の31第2号
11	刈谷市泉田町下中割30番1、87番1、93番1、98番及び99番、西沖ノ川原2番2及び3番3並びに西割47番1、48番1、49番1、50番、51番1、52番、53番1、53番3、54番1及び54番3の全部	政令第13条の2第1号
12	安城市福釜町大洲91番から97番までの全部並びに98番から103番までの各一部並びに榎前町宮下71番から80番まで、83番及び86番の全部並びに82番、90番及び92番から96番までの各一部	政令第13条の2第1号
13	知立市山屋敷町板張1番、2番、4番から7番まで並びに見社1番、2番、4番1、5番から7番まで、8番1、9番1、10番1及び10番2の全部	政令第13条の2第1号
14	半田市潮干町1-1の一部	政令第13条の2第1号
15	知多市日長字赤坂25、28-1、28-2、29及び30、字原山8-1、8-2、9から14まで、15-1、15-2、16から19まで、20-1、20-2、21から25まで、112、113-1、113-2、117-1-1及び124-1の全部並びに字赤坂24-1、35及び97-1、字原山6、7、29、110-3、161、166及び167の各一部	政令第13条の2第1号
16	大府市朝日町六丁目10番1並びに知多郡東浦町大字森岡字葭野1番9、6番及び37番	政令第13条の2第1号
17	半田市州の崎町2-42、2-67及び2-215から2-217までの全部	政令第13条の2第1号
18	知多郡東浦町大字森岡字外新切32-1、33-1、34-1、35-1、36-1、37-1、38-1、39-1、41-1及び42-1の全部	政令第13条の2第1号
19	知多郡東浦町大字藤江字亥子新田97-8の一部	政令第13条の2第1号
20	常滑市金山字西石田14番340から14番342まで、14番355、14番356及び14番378から14番381までの全部並びに6番、14番343及び14番357の各一部	政令第13条の2第2号

出典：「廃棄物が地下にある土地の区域指定」（愛知県HP、令和6年3月閲覧）

表 3.2-51 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域（令和 5 年 10 月 20 日現在）

番号	指定区域	埋立地の区分
21	常滑市金山字西石田 14 番 344 から 14 番 346 まで及び 14 番 358 から 14 番 360 までの全部並びに 6 番、14 番 343 及び 14 番 357 の各一部	政令第 13 条の 2 第 2 号
22	常滑市金山字西石田 6 番の一部	政令第 13 条の 2 第 2 号
23	常滑市金山字西石田 6 番の一部	省令第 12 条の 31 第 2 号
24	半田市州の崎町 2 番 17、2 番 21、2 番 45 から 2 番 48 まで、2 番 77 から 2 番 79 まで、2 番 164 及び 2 番 165 の各一部	政令第 13 条の 2 第 1 号
25	大府市吉田町弥左エ門脇 1 番 3、1 番 55、1 番 77、3 番 1 及び 6 番 4 の全部	政令第 13 条の 2 第 1 号
26	知多郡東浦町大字藤江字南栄町 1-29 及び半田市州の崎町 2-234 の全部並びに半田市州の崎町 2-28 の一部	政令第 13 条の 2 第 1 号
27	刈谷市泉田町下中割 104 番、105 番及び 107 番の全部並びに 50 番 1	政令第 13 条の 2 第 1 号
28	大府市宮内町七丁目 93 番及び 135 番の全部並びに 94 番及び 136 番の各一部	政令第 13 条の 2 第 1 号
29	大府市宮内町七丁目 133 番、134 番、137 番及び 161 番から 165 番までの全部並びに 95 番、131 番、132 番、166 番、167 番及び 171 番の各一部	政令第 13 条の 2 第 1 号
30	高浜市稗田町二丁目 5 番地 2 及び 5 番地 3 の各一部	政令第 13 条の 2 第 3 号
31	刈谷市泉田町下中割 22 番、25 番、26 番及び 29 番並びに西割 38 番から 46 番まで、47 番 3、48 番 2 及び 57 番から 59 番までの全部並びに下中割 20 番 1、21 番 1、23 番、24 番、27 番、28 番、30 番 2、100 番及び 101 番並びに西割 36 番 1、37 番 1、55 番及び 56 番の各一部	政令第 13 条の 2 第 1 号
32	安城市和泉町大海古 3 番 1 の全部	政令第 13 条の 2 第 3 号

出典：「廃棄物が地下にある土地の区域指定」（愛知県 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

(23) 森林法の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林

事業実施想定区域及びその周囲には、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の規定により指定された保安林が複数存在する。保安林の指定状況を表 3.2-52 に示す。

表 3.2-52 保安林の指定状況

市町名	総数 (ha)	土砂流出防備 保安林 (ha)	土砂崩壊防備 保安林 (ha)	潮害防備 保安林 (ha)	保健 保安林 (ha)	風致 保安林 (ha)
知多市	6	1	2	3	—	—
常滑市	132	123	9	—	—	—
阿久比町	12	9	3	—	—	—
東海市	5	0	5	—	—	—
大府市	6	—	6	—	—	—
東浦町	38	34	—	—	4	—
半田市	15	10	5	—	—	—
高浜市	—	—	—	—	—	—
刈谷市	4	—	—	—	—	4
知立市	—	—	—	—	—	—
碧南市	—	—	—	—	—	—
安城市	—	—	—	—	—	—
合計	218	177	30	3	4	4

注 1) 数値は令和 3 年 3 月 31 日現在。

注 2) 上記は国有林を含む。兼種保安林は、上位保安林に含まれる。

注 3) 各数値の単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計と総数が一致しない場合がある。

出典：「2022 年版「土地に関する統計年報」」（愛知県 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

(24) 景観法の規定による指定区域

調査対象市町では、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく景観行政団体として半田市、常滑市、碧南市、東浦町が景観行政団体として位置付けられ、景観計画の策定と景観条例の制定が行われている。各市町が策定した景観計画では、新美南吉の生家等の景観重要建造物等や、緒川の「屋敷のまち並み」の景観等の重点区域の候補地区等が 15 箇所指定されており、建築物の建築や開発行為等を行う場合には、各自治体との事前協議や届出が必要となる。

重点区域の候補地区等の指定状況を表 3.2-53 及び図 3.2-20 に示す。

表 3.2-53 重点区域の候補地区等の指定状況

市町名	景観計画	指定区域	
		名称	種別
東浦町	東浦町景観計画	緒川の「屋敷のまち並み」の景観	重点区域の候補地区
		生路の「郷中のまち並み」の景観	重点区域の候補地区
		明德寺川を軸とする《根》と《狭間》の景観	重点区域の候補地区
		森岡の「ぶどう畑」の景観	重点区域の候補地区
半田市	半田市ふるさと景観計画	新美南吉の生家	景観重要建造物
		旧藤友呉服店	景観重要建造物
		望洲楼	景観重要建造物
		公益財団法人かみや美術館分館	景観重要建造物
		南吉の家（養子先）	景観重要建造物
		成田家の本宅	景観重要建造物
		聖イオアン・ダマスキン聖堂	景観重要建造物
		常福院のソテツ	景観重要樹木
		亀崎地区	景観形成重点地区
碧南市	碧南市景色づくり基本計画	岩滑地区	景観形成重点地区
		無我苑	景観重要建造物の指定候補
		応仁寺	景観重要建造物の指定候補

注）景観重要建造物、景観重要樹木、景観形成重点区域は、指定候補先（今後指定されることが想定されるもの）も反映している。

出典：「愛知県及び県内市町村の景観施策・景観規制の概要」（愛知県 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

「半田市ふるさと景観計画」（半田市 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

「碧南市景色づくり基本計画」（碧南市 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

「東浦町景観計画」（東浦町 HP、令和 6 年 3 月閲覧）

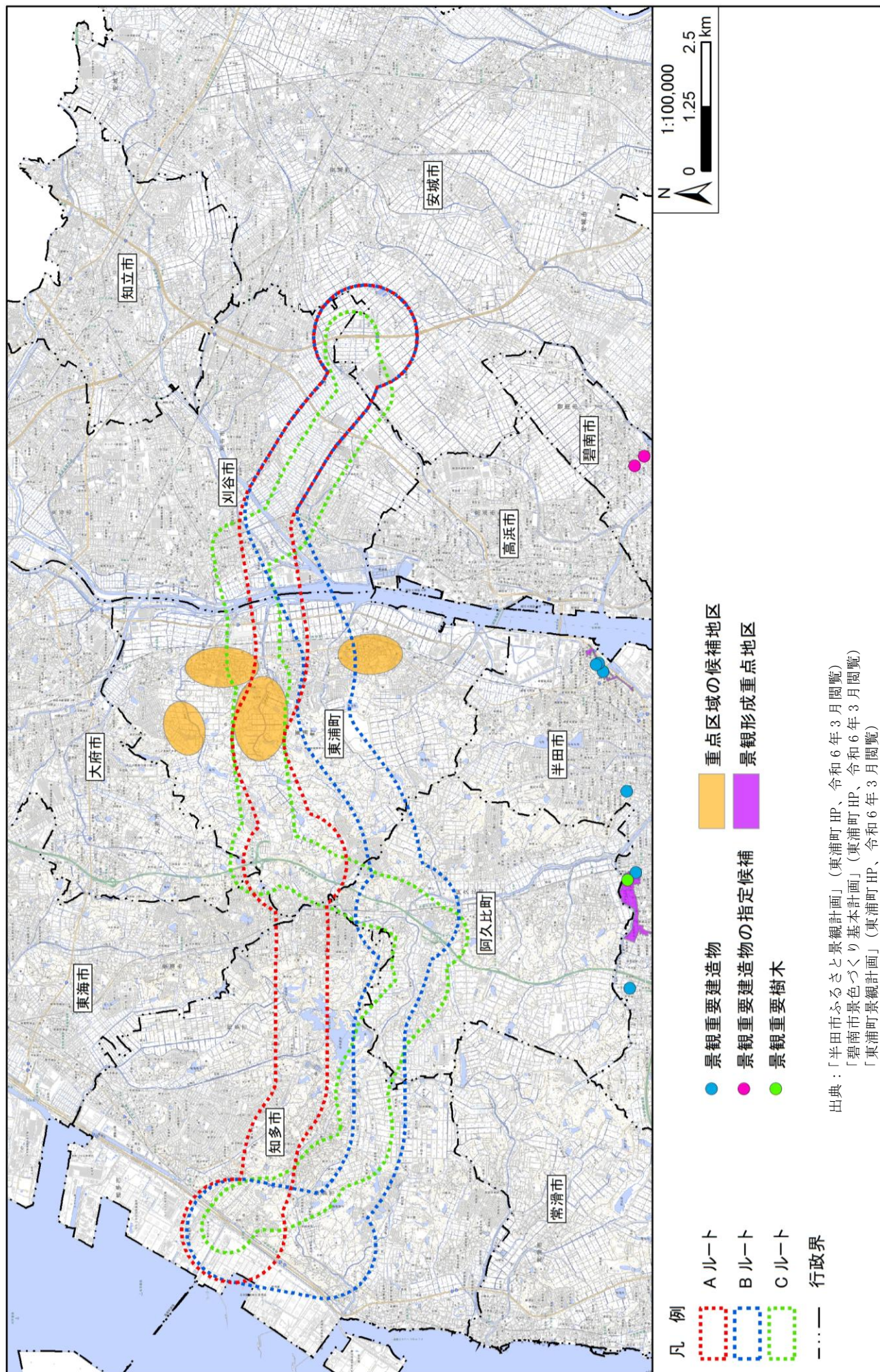


図 3.2-20 重点区域の候補地区等の指定状況